

第 29 号議案

足立区一般区営住宅改修整備資金積立基金条例

上記の議案を提出する。

平成 16 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区一般区営住宅改修整備資金積立基金条例

(設置)

第 1 条 一般区営住宅の大規模修繕及び建替えの資金に充てるため、足立区一般区営住宅改修整備資金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 区長は、必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を一般区営住宅改修整備資金として処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般区営住宅改修整備資金積立基金を創設する必要があるので、この条例案を提出いたします。